
参考資料

1. 田辺市の特性
2. 田辺市の公民館
3. 田辺市の社会教育・社会体育施設一覧
4. 社会教育法（抜粋）
5. 田辺市社会教育委員設置条例
6. 田辺市社会教育委員名簿
7. 田辺市地域を創る生涯学習推進会議設置要綱
8. 田辺市地域を創る生涯学習推進会議委員名簿
9. 第2次田辺市生涯学習推進計画の策定経過
10. 市民アンケート結果について
11. 用語の解説

■資料 1 田辺市の特性

<立地・気候>

本市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置し、奈良県にも隣接しています。

西寄りの海岸部に都市的地域を形成するほかは、森林が約9割を占める中山間・山間地域が広がり、日高川水系、富田川水系、日置川水系、熊野川水系の4水系を抱えるなど、県全体の約22パーセントを占める、近畿で最大の市域を有しています。

また、気候は、海岸部の温暖多雨な太平洋型気候から、山間地における内陸型の気候まで多様です。

<地域資源>

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する熊野本宮大社や鬮雞神社、また、これらをつなぐ熊野参詣道がほぼ市全域にわたっており、本市を代表する観光資源となっています。

また、日本三美人の湯の一つである龍神温泉をはじめ、熊野詣で人の心と体を癒やした日本最古の温泉である湯の峰温泉、河原全体が温泉となっている川湯温泉など、多様かつ独特で歴史的な物語性を有する温泉が山里に点在しています。

このほか、ナショナルトラスト運動先駆けの地である天神崎や、ファミリービーチとして人気の高い田辺扇ヶ浜海水浴場、梅の香り漂う紀州石神田辺梅林、自然が創り出す滝と溪谷を満喫できる百間山溪谷など、豊かな自然資源があふれています。

<災害>

台風の経路となることや、南海トラフに近接していることに加え、沿岸部から山間部に至るまで広大な市域を有していることから、地震や津波、洪水、土砂災害など、多様な災害への備えが必要な地域です。

<人口構造>

平成27年時点の人口構成では、高齢者1人を支える現役世代が2人を下回っています。

また、人口動態としては、自然減少及び社会減少が大きくなっていますが、合計特殊出生率は、国や県よりも高い水準にあります。

<産業>

就業人口の産業別構成比は、全国平均に比べ、第1次産業の構成比が高く、第2次産業の構成比が低い地域と言えます。また、内需依存型の経済構造であり、人口減少の影響を大きく受ける地域です。

農林水産業では、日本有数の梅産地を形成し、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されているほか、ほぼ年間を通じて収穫される多種多様なかんきつの栽培が盛んです。また、市域の約9割を占める広大な森林において、紀州材をはじめ、花木や紀州備長炭などが生産されているほか、水産業では、種類豊富な水産資源があり、近年では、紀州ひろめや紀州いさぎのブランド化が進んでいます。

商業では、人口減少や高齢化を背景として、旧町村の卸・小売業の事業所が減少傾向であるとともに、中心市街地の商店街においても空き店舗数が増加し、商品販売額が減少している一

方で、飲食業では、JR紀伊田辺駅前の西側エリアに約200店舗の飲食店が密集する県内随一の飲食街「味光路」をはじめ、市内には多種多様な飲食店が多数あります。

<観光>

本市の有する豊かな地域資源を、田辺市熊野ツーリズムビューロー等との連携により、国内はもとより、海外へとプロモーション展開し、外国人をはじめとする観光入込客数も着実に増加するとともに、欧米系外国人や首都圏観光客の宿泊が増加するなど、質的な充実度が高まっています。

また、観光の幅が広がり、様々な分野での交流が盛んとなる中、温暖な気候や、空港、高速道路といった交通の利便性等を生かして、周辺自治体と連携を図りながら、田辺スポーツパークを中心としたスポーツ合宿・大会の誘致促進に取り組んでおり、合宿地としての認知度が高まっています。また、田辺スポーツパークの陸上競技場がパラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定される中、障害者スポーツへの理解と、振興への機運が高まっています。

<交通>

海岸部に沿ってJR紀勢本線が通っているほか、近畿自動車道紀勢線南紀田辺インターチェンジの開設により、京阪神地域や関西国際空港との時間的距離が短縮されています。また、南紀白浜空港から東京まで約1時間の時間距離にあり、海外や首都圏等との観光・交流においても優れた条件が整っています。

一方、地域間道路が整備され、各地域の連携が進んでいるものの、山村地域を中心に、路線バスの廃止や減便などを背景として、地域の実情に即した公共交通体系の再構築が求められています。

(「第2次田辺市総合計画 序論 第2章 田辺市の特性」から転載)

■資料2 田辺市の公民館

(1) 公民館の定義

社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されています。また、同法第22条では、その目的達成のために、講座の開設や講演会の開催、施設の貸出し、各種団体・機関等との連絡調整など、様々な事業を行うこととなっています。また、公民館を表す言葉に「つどう」「まなぶ」「むすぶ」があります。

「つどう」とは、公民館が、趣味や教養、体力づくりなど様々な講座や教室、講演会、スポーツ大会、文化祭などを開催し、地域の皆さんの学習活動や交流のきっかけとなることです。

「まなぶ」とは、公民館が、趣味や教養に関する学習をはじめ、現代的な課題の学習など、地域の様々な学習ニーズに対応して、学習の場や機会、情報を提供し、地域における生涯学習活動の拠点施設として学習者を支援することです。

「むすぶ」とは、公民館が、その地域の歴史や文化・人材・産業など地域の資源を的確に把握し、少子高齢化・過疎化・住民意識の希薄化などの地域の課題を住民自ら解決していけるような学習の機会や場を提供し、地域の皆さんの様々な学習活動をつなげ、地域づくり活動の拠点施設となることです。

つまり、公民館とは、学びを通して、仲間づくりをし、地域の暮らしや文化を豊かに育んでいくための地域づくりの拠点施設です。

(2) 田辺市の公民館体制

本市では、社会教育法に基づき、「田辺市公民館条例（平成17年条例第188号、以下「条例」という。）」を定めています。条例では、各公民館の役割を次のように示しています。

■中央公民館

地区公民館及び分館と連携し、必要に応じ、これらの公民館に対して指導助言を行うとともに、市内全域を対象とした公民館活動を行います。

■地区公民館（20館）・分館（18館）

中央公民館と常に連携し、その地区に即した公民館活動を行います。

■資料3 田辺市の社会教育・社会体育施設一覧

○社会教育施設

施設名	設置年度	所在地	施設概要
中央公民館	昭和31年	高雄一丁目23-1	交流ホール、青少年ホール、事務室、会議室、和室、児童遊戯室、料理実習室、駐車場
東部公民館	昭和31年	神子浜1-4-66	大集会室、和室、駐車場
中部公民館	昭和31年	上屋敷1丁目2-1	大集会室、和室、駐車場
西部公民館	昭和31年	天神崎11-19 西部センター	西部センターを会場に活動
南部公民館	平成元年	末広町11-3 南部センター	南部センターを会場に活動
芳養公民館	昭和31年	芳養松原一丁目15-8	ホール、事務室、図書室、料理実習室、大集会室、和室、研修室、駐車場
稲成公民館	昭和31年	稲成町823 稲成町民センター	稲成町民センターを会場に活動
秋津公民館	昭和31年	秋津町227-30	料理実習室、和室、相談室、会議室、集会室、駐車場
万呂公民館	昭和31年	中万呂46-3	ホール、図書室、事務室、研修室、和室、料理実習室、大集会室、エレベーター、駐車場
新庄公民館	昭和31年	新庄町2031-3	ロビー、事務室、大集会室、研修室、和室、料理実習室、図書室、駐車場
三栖公民館	昭和39年	中三栖805	事務室、大集会室、図書コーナー、和室、研修室、料理実習室、駐車場
長野公民館	昭和39年	長野1146-2	事務室、集会室、駐車場
上秋津公民館	昭和39年	上秋津2083-1	ホール、事務室、児童室、応接室、大会議室、和室、農事研修室、駐車場
秋津川公民館	昭和39年	秋津川668-1	事務室、集会室、駐車場
上芳養公民館	昭和39年	上芳養3165	ホール、事務室、会議室、ロビー、和室、料理実習室、児童室、駐車場
中芳養公民館	昭和39年	中芳養1904	事務室、大集会室、和室、駐車場
ひがし公民館	昭和54年	南新万28-1	ホール、事務室、図書コーナー、学童保育室、大集会室、料理実習室、研修室、和室
龍神公民館	平成17年	龍神村安井1048-6	大ホール、ギャラリー1、2、高齢者実習室1、2、事務室、図書コーナー、展示資料室1、2、大会議室、小会議室、ギャラリー3、応接室、相談室、調理実習室、手芸実習室、農林実習室、音楽実習室、屋外実習室
龍神分館	平成17年	龍神村湯ノ又329-1	和室、台所

○社会教育施設（続き）

施設名	設置年度	所在地	施設概要
宮代分館	平成17年	龍神村宮代212	和室、洋室、台所
殿原分館	平成17年	龍神村宮代399	和室、台所
東西分館	平成17年	龍神村東1013-3	和室、台所
中山路分館	平成17年	龍神村柳瀬1122	和室、台所
福井分館	平成17年	龍神村福井1017-2	和室、洋室、台所
甲斐ノ川分館	平成17年	龍神村甲斐ノ川311	和室、台所、事務室
中辺路公民館 栗栖川上分館	昭和41年	中辺路町栗栖川402-1	大会議室、調理実習室、図書室、事務室、ロビー、中会議室、第一会議室、第二会議室、第三会議室、ITルーム、和室、作法室、音楽室
栗栖川下分館	昭和41年	中辺路町北郡829	北郡集落センターを会場に活動
二川分館	昭和41年	中辺路町川合1444-1	川合集会所を会場に活動
近野分館	昭和41年	中辺路町近露891	熊野古道なかへち美術館 事務室を会場に活用
大塔公民館 鮎川分館	昭和32年	鮎川2567-1	大会議室、老人憩室、事務室、ホール、住民相談室、成人教室、ヤングルーム、生活改善実習室、中会議室、会議室（別棟）図書室
鮎川分館	昭和32年	同上（大塔公民館を会場に活動）	
三川分館	昭和40年	合川439-4	講習室、和室、料理実習室、大会議室
富里分館	昭和40年	下川下640	講習室、和室、事務室、料理実習室、大会議室
本宮公民館	平成17年	本宮町本宮219	事務室、会議室、大会議室、駐車場
本宮分館	昭和32年	本宮町本宮545	集会室、舞台、和室2
三里分館	昭和32年	本宮町伏拝1087 三里小学校敷地内	三里小学校敷地内に設置（和室、倉庫）
四村川分館	昭和32年	本宮町下湯川479 旧四村川小学校敷地内	旧四村川小学校の一部校舎を公民館施設として使用
請川分館	昭和32年	本宮町耳打499 本宮小学校内	本宮小学校に設置
南方熊楠顕彰館	平成18年	中屋敷町36	玄関ホール、展示スペース、学習室、収蔵庫、交流・閲覧室、研究・作業室、管理室
田辺市立図書館 （田辺市文化交流センター）	平成23年	東陽31-1	図書館、市民交流ホール、歴史民俗資料館、大会議室
田辺市立美術館	平成8年	たきない町24-43 新庄総合公園内	展示室5室、収蔵庫2室、研修室、事務室、エントランスホール他

○社会教育施設（続き）

施設名	設置年度	所在地	施設概要
田辺市立美術館分館 熊野古道なかへち美術 館	平成10年	中辺路町近露891	展示室1室、保管庫1室、交流スペース、事務室、ロビー他

○社会体育施設一覧

施設名	設置年	所在地	内容
田辺市若もの広場	平成17年	上秋津2255-5	軟式野球、ソフトボール2面、サッカー（90m×60m）
田辺市天神運動場	昭和58年	天神崎27-8	ソフトボール1面、少年野球
田辺市神島台運動場	昭和58年	神島台9-29号	少年野球2面、サッカー、ラグビー
田辺市文里多目的グラウンド	平成24年	文里二丁目38-1	少年野球、ソフトボール、サッカー
田辺市文里芝グラウンド	平成24年	文里二丁目38-2	グラウンドゴルフ、ゲートボール
田辺市文里運動広場	昭和56年	文里二丁目34-7	少年野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ
田辺市文里テニスコート	昭和54年	文里二丁目32-56	砂入り人工芝3面、練習コート
田辺市芳養テニスコート	昭和58年	芳養町1635-1	アンツーカー2面
田辺市わかしおテニスコート	昭和44年	上屋敷二丁目17-13	ソフトテニス1面
田辺市体育センター	昭和60年	芳養町108-4	バレーボール2面、バスケット2面、バドミントン6面、ソフトバレー6面、ソフトテニス1面、卓球14台
田辺市長野体育館	平成元年	長野1401	バレーボール1面、バスケット1面、バドミントン3面
田辺市立弓道場	平成25年	目良42-1	近的12人射、遠的9人射
田辺市立武道館	昭和47年	目良44-8	武道全般
田辺市目良多目的グラウンド	平成25年	目良42-2	少年サッカー、グラウンドゴルフ
田辺市もりいこいの広場プール	昭和54年	文里二丁目32-56	レジャープール

○社会体育施設一覧（続き）

施設名	設置年	所在地	内容
南紀田辺スポーツセンター	平成26年	上の山一丁目23-1-1	体育館(バスケット2面、バレーボール2面、バドミントン8面、ハンドボール1面)陸上競技場(400m×8レーン、サッカー1面、ラグビー1面)宿泊施設(定員152名)多目的ホールなど
田辺スポーツパーク野球場	平成27年	上の山一丁目23-1-2	硬式野球、軟式野球(両翼100m、センター122m)
田辺スポーツパーク室内練習場	平成27年	上の山一丁目23-1-3	フットサル2面(33m×17m)
田辺スポーツパークテニスコート	平成27年	上の山一丁目23-1-4	砂入り人工芝6面
田辺スポーツパークサブグラウンド	昭和46年	上の山一丁目23-1-5	少年サッカー(65m×60m)
田辺スポーツパーク多目的グラウンド	平成27年	上の山一丁目23-1-6	軟式野球(95m×92m)、サッカー、陸上競技(投てき可能)
田辺市大塔体育館	昭和54年	鮎川2588-2	テニス1面、バスケット1面、バレーボール2面、バドミントン2面
田辺市鮎川若もの広場	昭和49年	鮎川1469-10	軟式野球、ソフトボール2面、サッカー
田辺市富里運動場	昭和55年	下川下816-1	軟式野球、ソフトボール2面、サッカー
田辺市三川広場	昭和55年	谷野口23	(施設貸出休止中)
田辺市富里体育館	昭和57年	下川下816-1	バレーボール1面、バドミントン1面、卓球
田辺市大塔武道館	平成8年	鮎川2588-2	武道全般
田辺市中辺路多目的グラウンド	平成15年	中辺路町栗栖川469-68	軟式野球、ソフトボール2面、サッカー、ゲートボール
田辺市栗栖川テニスコート	平成15年	中辺路町栗栖川469-68	砂入り人工芝2面
田辺市中辺路若もの広場	昭和44年	中辺路町栗栖川307-2	軟式野球、ソフトボール1面
田辺市近野プール	昭和56年	中辺路町近露149	水泳プール25m、幼児用
田辺市二川体育館	昭和59年	中辺路町川合1451	バレーボール1面、バドミントン2面
田辺市グリーングラウンド	平成9年	龍神村柳瀬1469-1	硬式野球、軟式野球、ソフトボール2面
田辺市龍神広場	昭和59年	龍神村安井65-1	軟式野球、ソフトボール2面
田辺市安井運動場	昭和45年	龍神村安井822	少年野球、ソフトボール1面

○社会体育施設一覧（続き）

施設名	設置年	所在地	内容
田辺市安井テニスコート	平成6年	龍神村安井822	砂入り人工芝3面
田辺市多目的運動施設	平成8年	龍神村柳瀬1469-1	テニス2面、ゲートボール3面、ビーチボールバレー4面
田辺市林業者等健康増進センター	昭和62年	龍神村安井822	バスケット1面、バレーボール2面、バドミントン1面、テニス1面、卓球3台
田辺市安井プール	平成6年	龍神村安井822	水泳プール25m、幼児用
田辺市湯ノ又プール	平成7年	龍神村湯ノ又56-1	水泳プール25m、幼児用
田辺市福井プール	平成6年	龍神村福井987	水泳プール25m、幼児用
田辺市本宮若もの広場	昭和44年	本宮町渡瀬750	軟式野球、ソフトボール
田辺市本宮体育館	平成11年	本宮町本宮911-2	バレーボール1面、バスケット1面
田辺市本宮プール	平成14年	本宮町本宮66-2	水泳プール25m、幼児用
田辺市四村川体育館	昭和46年	本宮町下湯川479	バレーボール1面、バドミントン1面

■資料4 社会教育法（抜粋）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の定数等）

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第19条 削除

■資料5 田辺市社会教育委員設置条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、田辺市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、13人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

■資料 6 田辺市社会教育委員名簿

任期 平成29年 4月 1日～平成31年 3月31日

氏 名	役 職	分野・関係等	備考
山 崎 若 葉		学校教育関係者	
加 藤 麻希子		社会教育関係者	
碓 井 聖 二		家庭教育向上	
三 宅 真帆子		家庭教育向上	
近 藤 信 子		学識経験者	
西 川 一 弘		学識経験者	
高 垣 幸 代	副議長	学識経験者	
尾 崎 弘 和		学識経験者	
松 場 三恵子		学識経験者	
久 保 正 博	議 長	龍神地域	
庄 司 堅 一		中辺路地域	
稲 垣 恵美子		大塔地域	
九 鬼 かおる		本宮地域	

■資料7 田辺市地域を創る生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 田辺市生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）が示す基本理念の実現を目指し、生涯学習を通じた住民主体の地域づくりを推進するため、田辺市地域を創る生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習関連情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 推進計画の実施計画策定、進行管理及び評価に関すること。
- (3) その他生涯学習を通じた地域づくりに関し必要な事項。

(組織)

第3条 推進会議は、別表の委員をもって組織する。

- 2 推進会議に会長を置き、教育委員会生涯学習課生涯学習推進係長をもって充てる。
- 3 推進会議に副会長を置き、企画部企画広報課企画調整係長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議を統括し、会議の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、教育委員会生涯学習課生涯学習推進係に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

■資料 8 田辺市地域を創る生涯学習推進会議委員名簿

	役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	会 長	生涯学習課・生涯学習推進係長	北 尾 幸 生
2	副 会 長	企画広報課・企画調整係長	竹 本 昌 人
3	委 員	教育総務課・庶務係長	岡 本 圭 介
4	〃	学校教育課・指導係長	澄 口 善 一
5	〃	生涯学習課・公民館係長	坂 本 明 人
6	〃	スポーツ振興課・市民スポーツ係長	高 井 正 臣
7	〃	文化振興課・文化振興係長	佐 藤 真
8	〃	文化振興課・参事（文化財係長事務取扱）	中 川 貴
9	〃	南方熊楠顕彰館・主任	西 尾 浩 樹
10	〃	図書館・次長（司書係長事務取扱）	仲 道 子
11	〃	美術館・主任	辰 巳 充
12	〃	末広児童館・主任	谷 本 和 也
13	〃	龍神教育事務所・主任	濱 窄 忠 人
14	〃	中辺路教育事務所・主任	岡 崎 誠
15	〃	大塔教育事務所・主任	高 根 昌 史
16	〃	本宮教育事務所・主任	森 知 三
17	〃	自治振興課・市民活動係長	馬場崎 栄
18	〃	人権推進課・人権推進係長	堀 口 泰 令
19	〃	防災まちづくり課・地域防災係長	竹 中 孝 雄
20	〃	環境課・環境対策係長	井 潤 伴 好
21	〃	健康増進課・参事（健康管理係長事務取扱）	露 詰 公 子
22	〃	やすらぎ対策課・高齢福祉係長	吹 揚 恒 夫

	役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
23	委 員	福祉課・庶務係長	平 谷 晃 代
24	〃	子育て推進課・こども家庭係長	平 啓 治
25	〃	商工振興課・商工労政係長	狼 谷 千 歳
26	〃	農業振興課・農政係長	蟬 寿
27	〃	山村林業課・山村振興係長	山 本 良 明
28	〃	都市計画課・参事（計画係長事務取扱）	衣 田 克

	役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
	事 務 局	生涯学習課・生涯学習推進係主査	堺 佳奈子
	〃	生涯学習課・生涯学習推進係事務員	澤 本 将 太

■資料 9 第 2 次田辺市生涯学習推進計画の策定経過

年月日	項目
平成29（2017）年 3月18日	平成28年度第2回館長主事会議 ・第2次生涯学習推進計画の策定について
3月29日	平成28年度第6回社会教育委員会議定例会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価と検証に向けて ・第2次田辺市生涯学習推進計画の策定に向けた進め方について
5月19日	平成29年度第1回社会教育委員会議定例会 ・計画素案検討部会発足
6月20日	第1回計画素案検討部会 ・第2次田辺市生涯学習推進計画の策定について
7月7日	平成29年度第2回社会教育委員会議定例会 ・第2次田辺市生涯学習推進計画の策定について
7月15日	田辺の未来を考えるシンポジウム 川北秀人氏（IIHOE「人と組織と地球のための国際研究所」代表者）
9月20日	第2回計画素案検討部会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の策定について
9月27日	平成29年度第3回社会教育委員会議定例会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価と検証（案）について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の施策体系の構築について
10月24日	第3回計画素案検討部会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価と検証案について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の施策体系について
12月5日	第4回計画素案検討部会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価と検証案について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の基本構想について
12月19日	平成29年度第4回社会教育委員会議定例会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）評価報告書（案）について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の施策体系（案）について

年月日	項目
平成30（2018）年 1月15日	第5回計画素案検討部会 チーフ会議 ・第2次田辺市生涯学習推進計画（前期基本計画）の素案について
2月2日	平成29年度第5回社会教育委員会議定例会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）評価報告書について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の素案について
2月7日	第6回計画素案検討部会 チーフ会議 ・第2次田辺市生涯学習推進計画の重点アクションプラン等について
2月17日	平成29年度第3回館長主事会議 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）評価報告書について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の素案について

■資料10 市民アンケート結果について

この市民アンケート結果は、第2次田辺市生涯学習推進計画の策定の参考とするため、平成28年度に本市が実施した「第2次田辺市総合計画策定に関するアンケート」の結果から抜粋したものです。

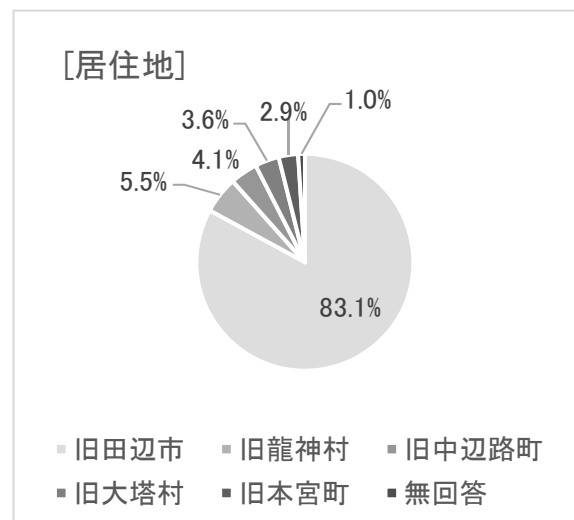
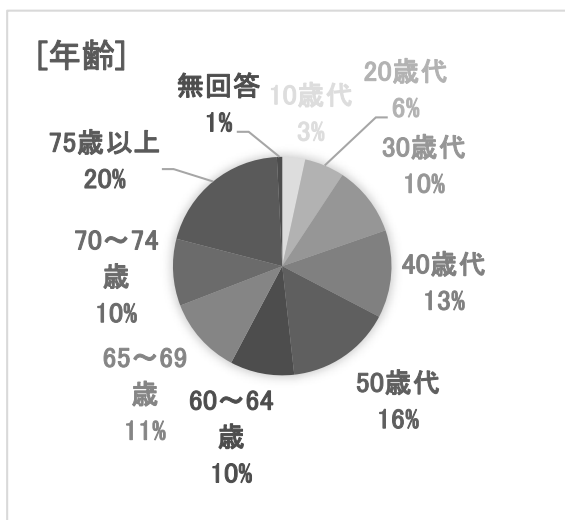
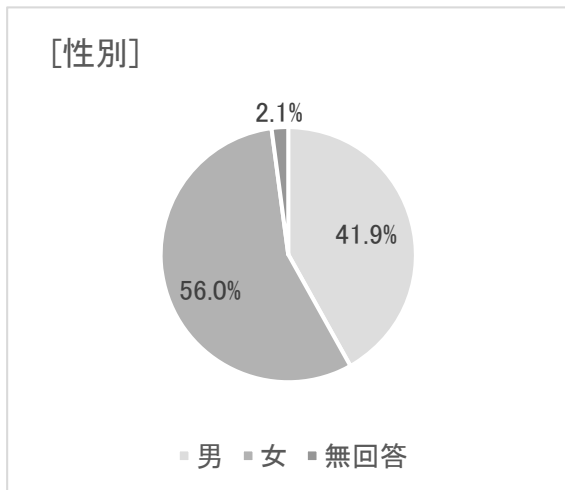
(1) 調査の概要

調査の目的

- 田辺市の現在の施策や将来のまちづくりについて、市民の考えや意見を広く収集し、今後の市政の推進に反映させる。

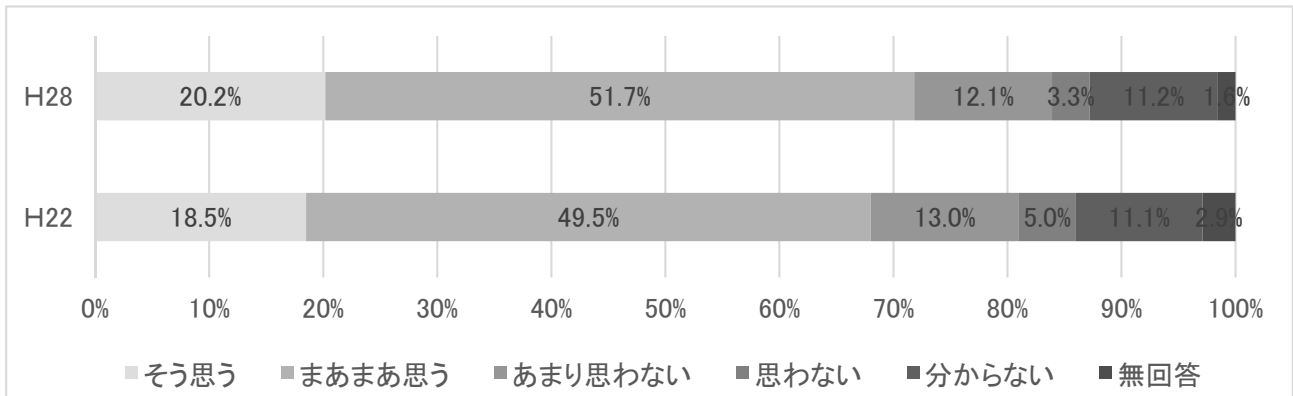
調査の方法

- 満15歳以上の市民6,727人を無作為に抽出してアンケートを依頼した。
回答率は43.5% (2,912件) であった。なお、回答いただいた市民の内訳は次のとおり。



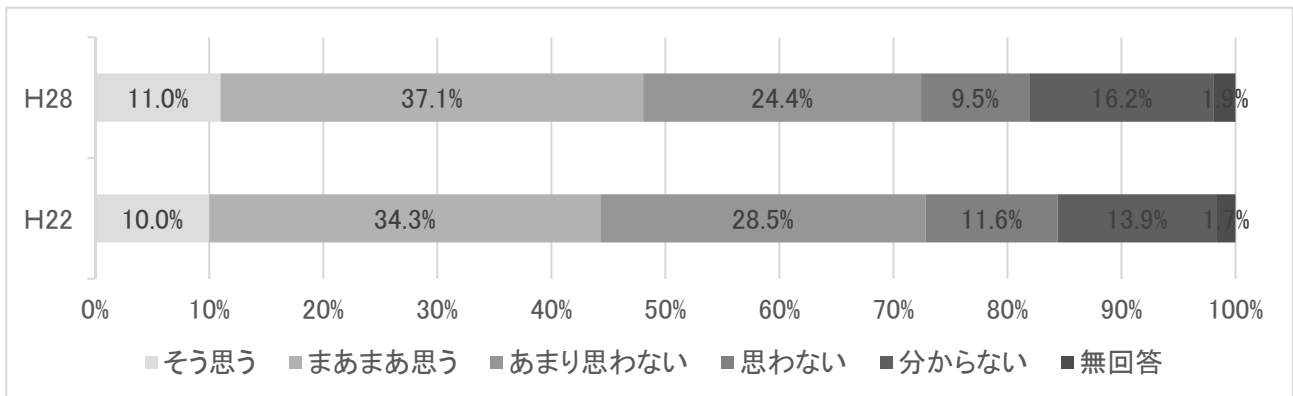
(2) 調査結果

質問① 身の回りで人権が守られていると思いますか。



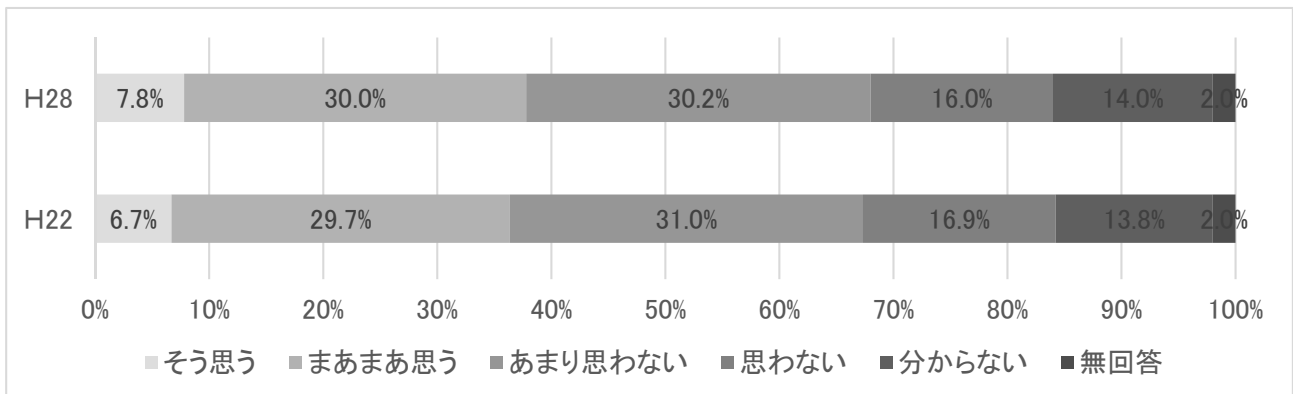
- 7割の人が「身の回りで人権が守られている」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は改善 (+3.9%) している。

質問② 子供たちと地域の人たちとのつながりが深まっていると思いますか。



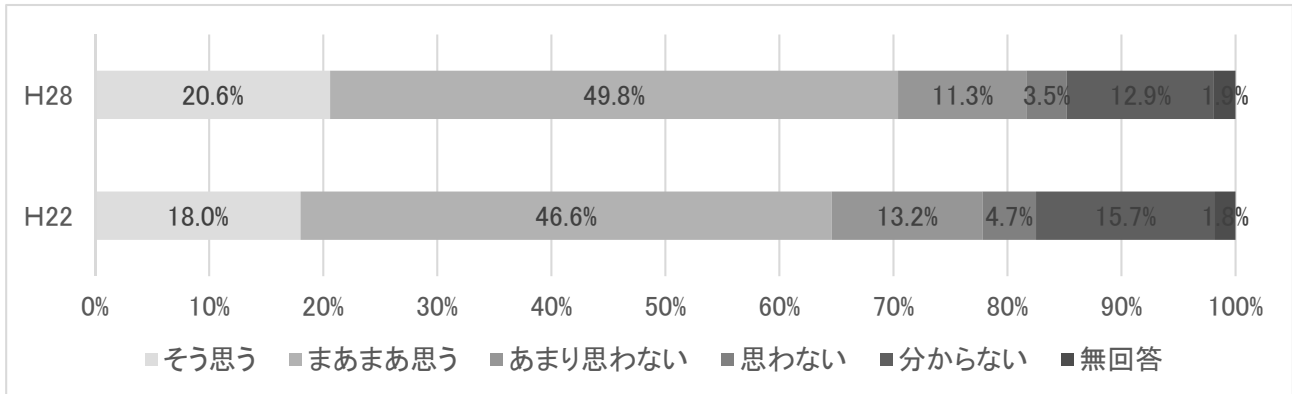
- 半数近い人が「子供たちと地域の人たちとのつながりが深まっている」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は改善 (+3.7%) している。

質問③ 田辺市は芸術の鑑賞や文化の活動機会に恵まれたまちだと思いますか。



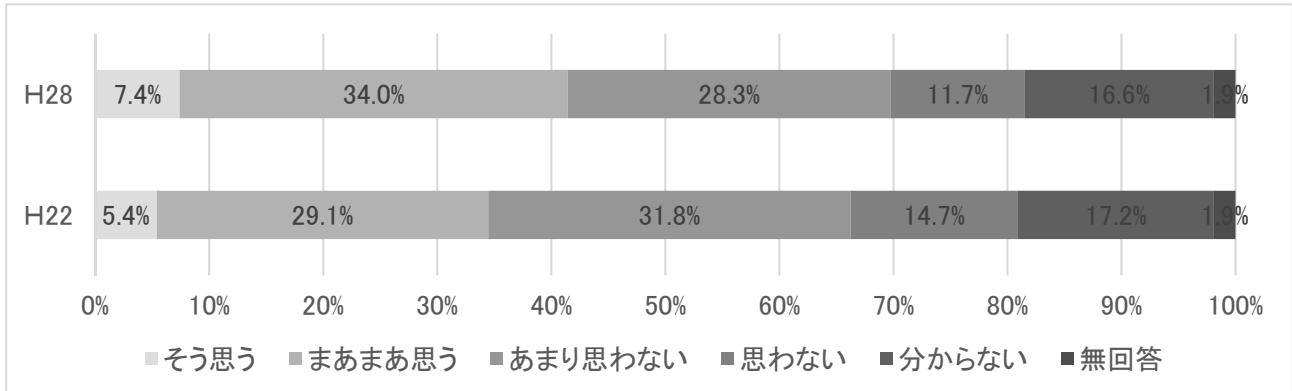
- 「施設や教育内容が充実していない」と感じている人の方が多い。
- 前回調査から、意識は改善 (+1.5%) している。

質問④ 世界遺産など文化財が大切に保存されていると思いますか。



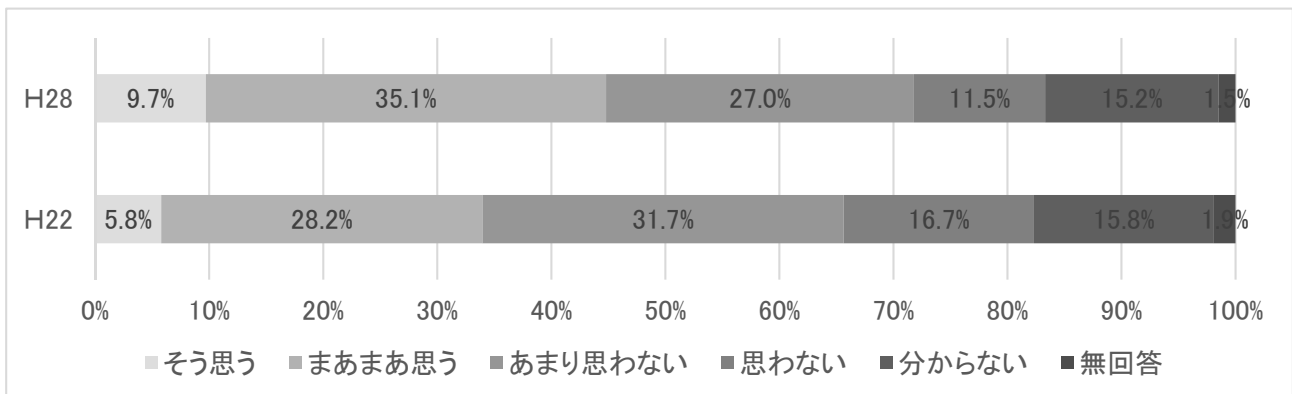
- 7割の人が「世界遺産など文化財が大切に保存されている」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+5.7%）している。

質問⑤ だれもが、いつでも、気軽に学習できる環境が整っていると思いますか。



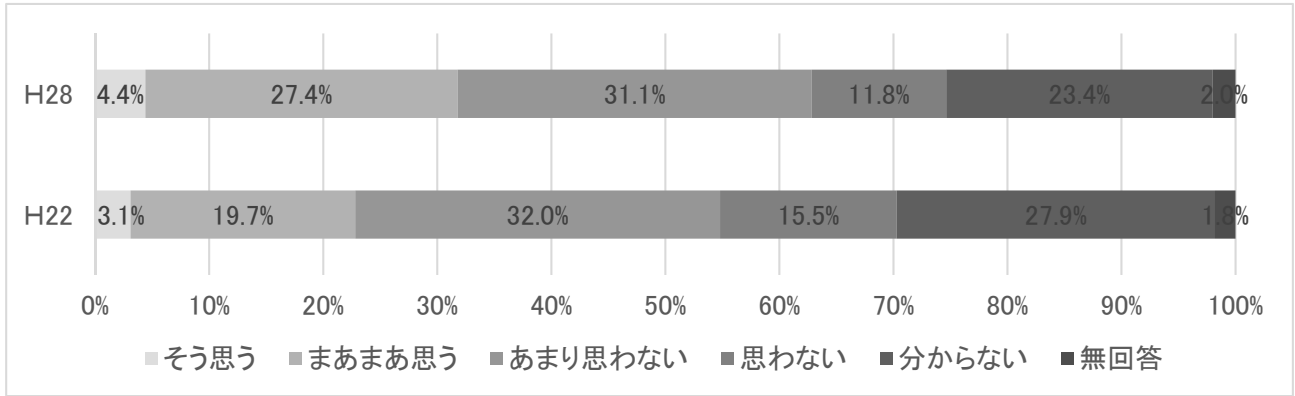
- 「思う」、「思わない」がほぼ同率となっている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+6.9%）している。

質問⑥ だれもが、生涯を通じてスポーツを楽しめる環境が整っていると思いますか。



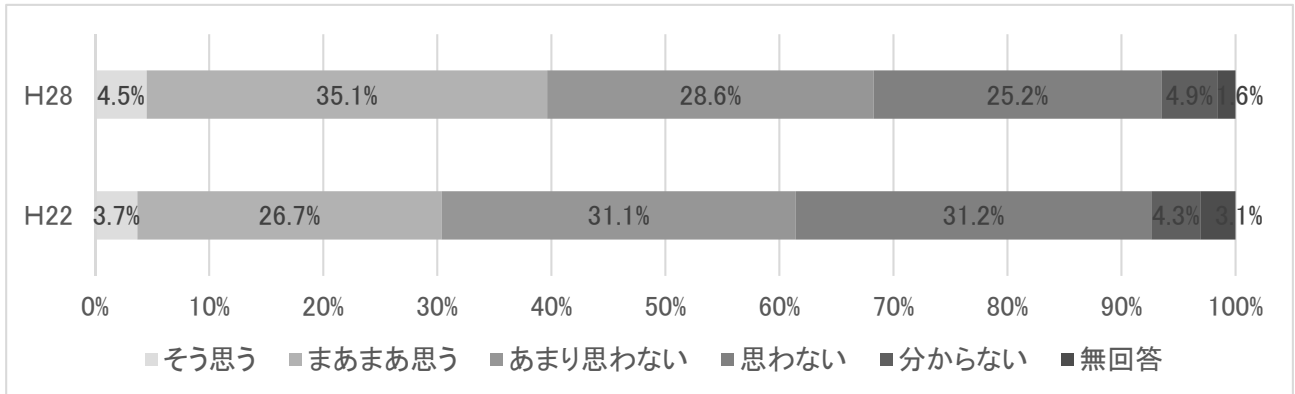
- 4割以上の方が「生涯を通じてスポーツを楽しめる環境が整っている」と思っている
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+10.8%）している。

質問⑦身の回りで外国人や異文化を受け入れる理解が深まっていると思いますか。



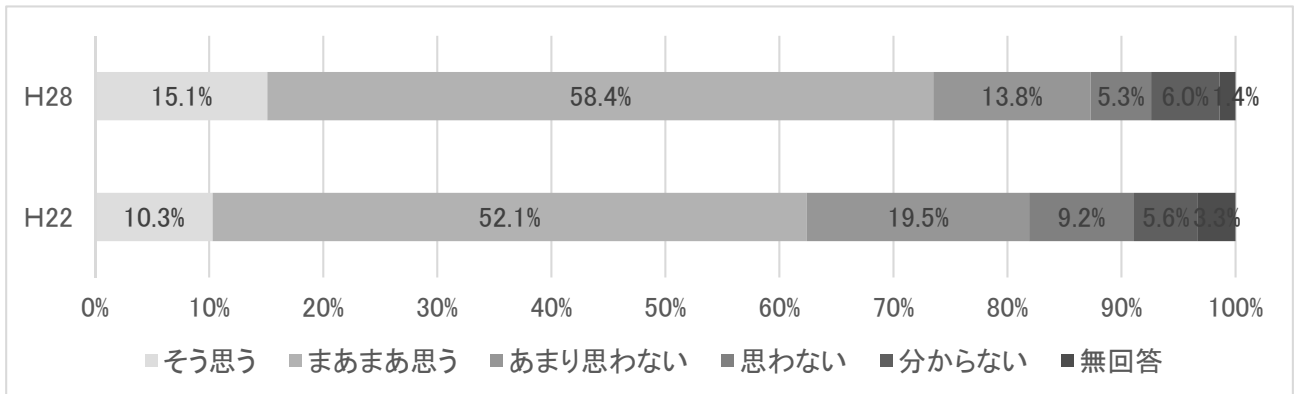
- 「身の回りで外国人や異文化を受け入れる理解が深まっていない」と感じている人の方が多い。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+8.9%）している。

質問⑧交通ルールや交通マナーが十分守られていると思いますか。



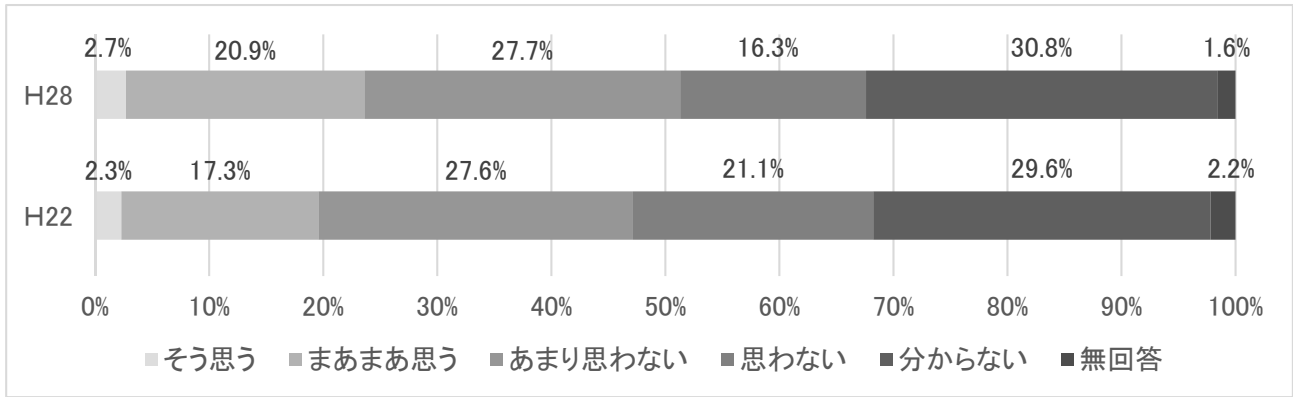
- 「交通ルールや交通マナーが十分守られていない」と感じている人が半数を占める。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+9.4%）している。

質問⑨田辺市は犯罪が少なく、安全なまちであると思いますか。



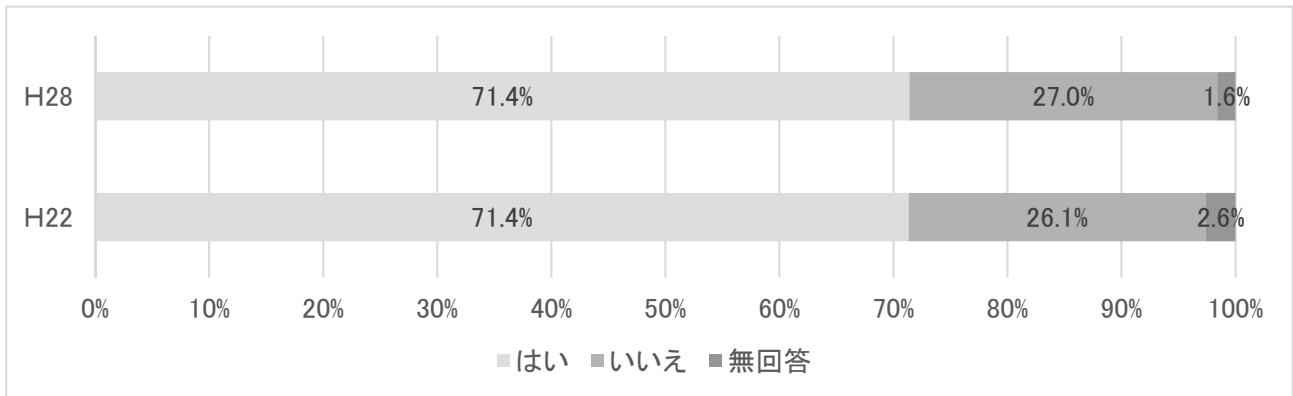
- 7割の人が「田辺市は犯罪が少なく、安全なまちである」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+11.1%）している。

質問⑩市民と行政の連携によるまちづくりができていると思いますか。



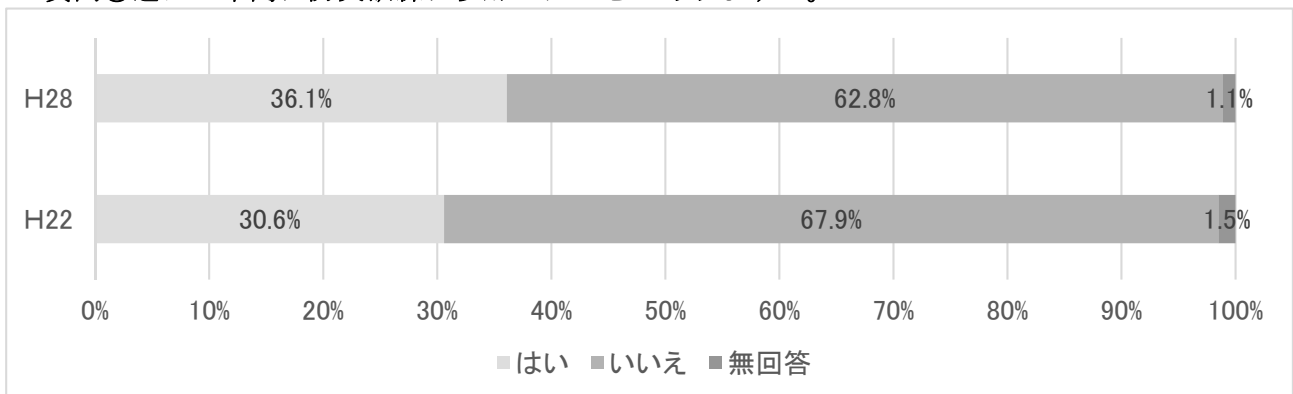
- 「市民と行政の連携によるまちづくりができている」と感じている人が半数近い。
- 前回調査と比べ、意識は改善（+4.0%）している。

質問⑪南方熊楠翁や植芝盛平翁について、またその功績を知っていますか。



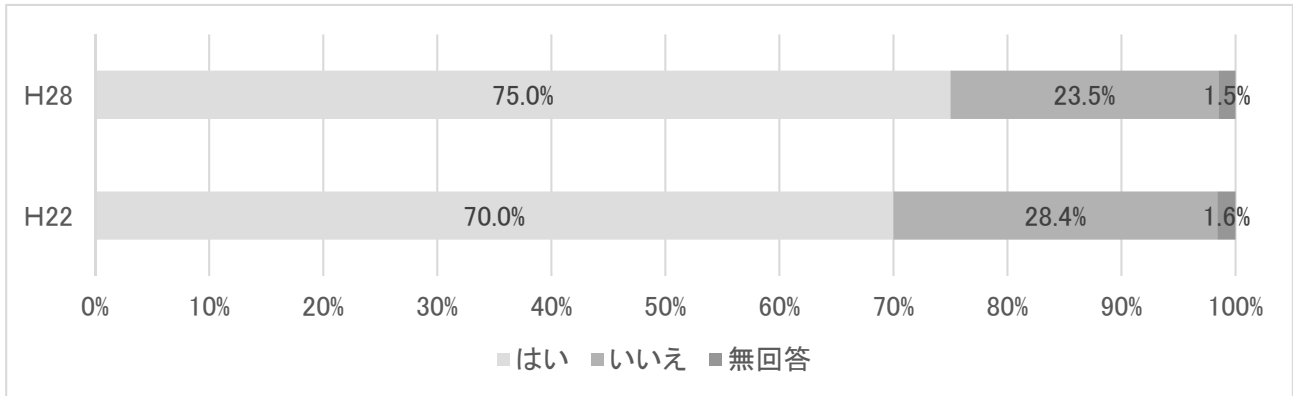
- 7割の人が「知っている」と答えている。
- 前回調査から、意識の変化は見られない。

質問⑫過去1年間に防災訓練に参加したことがありますか。



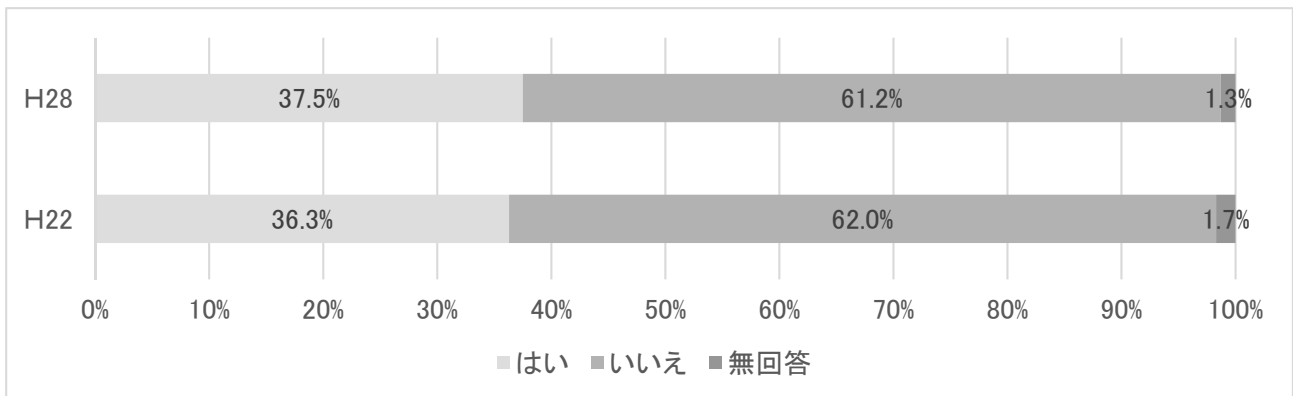
- 「参加したことがない」が6割を超えている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+5.5%）している。

質問⑬災害発生時の避難施設や避難路を知っていますか。



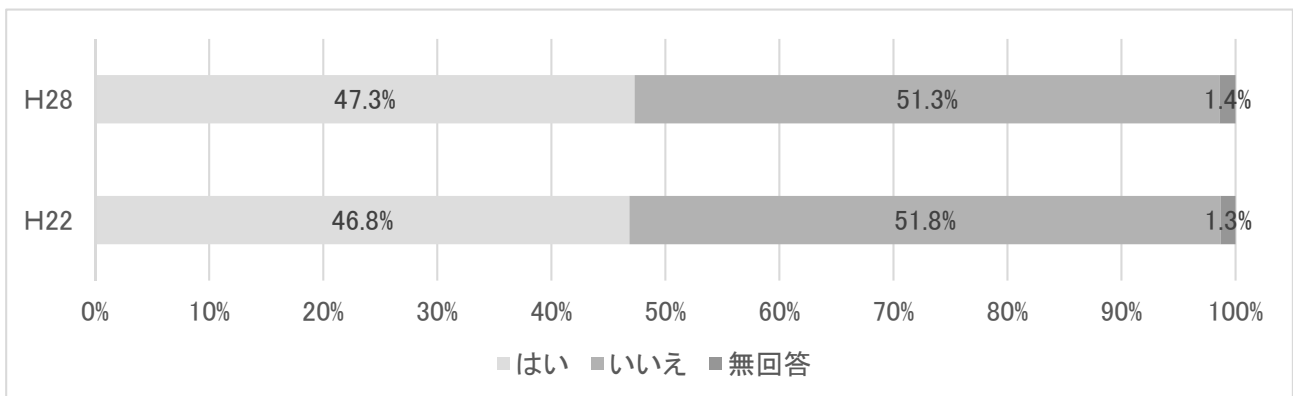
- 7割以上の方が「知っている」と答えている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+5.0%）している。

質問⑭過去1年間に、クリーン作戦などの環境美化活動に参加したことがありますか。



- 「参加したことがない」が6割を超えている。
- 前回調査から、意識は改善（+1.2%）している。

質問⑮ご自宅でパソコンによるインターネットを使用していますか。



- 「はい」と「いいえ」が拮抗している。
- 前回調査から、意識の変化（+0.5%）は見られない。

■資料 11 用語の解説

- (1)ライフスタイル……生活の様式、営み方。また、人生観・習慣などを含めた個人の生き方。
- (2)多様化……多くの様式や種類に分かれること。
- (3)N P O……Non-Profit Organizationの略。非営利活動組織の意味。
- (4)パートナーシップ……連携、協力関係。市民と行政がお互いに自立し、お互いの主体性を尊重し、かつ相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。
- (5)グローバル化……文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行われるようになること。
- (6)イノベーション……新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革のこと。
- (7)地域公共人材……地域社会の全ての部門が公共的活動で社会的役割を果たすことが求められる現代において、産官学民それぞれの部門を横断して活躍するマルチパートナーシップを担う人材のことをいいます。
- (8)新しい公共……公共サービスを市民自身やN P Oが主体となり提供する社会、現象、または考え方のこと。
- (9)ハラスメント……嫌がらせや 相手を不快にさせる行動のこと。
- (10)バイオマス……再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。（「第1次田辺市総合計画（後期基本計画）」より抜粋）
- (11)ロードサイド型専門店……幹線道路など、通行量の多い道路の沿線に立地し、車やオートバイ等によるアクセスを主たる集客方法とした店舗のこと。（「第2次田辺市総合計画」より抜粋）
- (12)リカレント教育……社会に出てからも学校などで学び、生涯にわたって学習を続ける教育のこと
- (13)ポータルサイト……インターネットにアクセスするときの入り口となるwebサイトのこと。